

Rights & Advocacy

つくる人と使いたい人のための基本知識

表現活動を行う人たちにとって大切な権利である「著作権」。

著作権とはどんな権利で、どうすれば守れるのか。

また、作品を使う時は何に気をつけなければいけないのか。

つくる人、つくる人を支援する人、作品を使いたい人、みんなで「著作権」の基本的なことを学んでいきましょう。

SEMINAR



障害のある人の表現と著作権 | 権利擁護セミナー 応用編

参加
無料



「基本編」では、知的財産について学習しました。「応用編」では、特に障害のある人のアート作品の商用利用における実務や課題について考えます。

ex: レンタル事業、2次利用、契約書のポイント、生成AI時代の新たな知的財産の課題など

講師: 辻 哲哉 (Field-R 法律事務所/東京)

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン
理事。「人権の視点から考える『障害者アートと著作権』(障害者芸術著作権等整備委員会編・2000年・日本障害者芸術文化協会)」の編著に参加。障害のある人のアートを仕事につなげるエイブルアート・カンパニーの著作権の実務を支援しています。



2026年 2月12日 木 13:30 ~ 16:30

会場: 群馬会館 1階広間

〒371-0026 群馬県前橋市大手町2丁目1-1

受講希望者は「基本編」(2025年12月4日開催)を受講済み、もしくは収録動画の事前視聴が条件となります。

なお「基本編」事前視聴については受講申し込み後に視聴先URLをEメールでお送りします。

※「応用編」については収録映像の提供はありません。

オンラインでの
申し込みも可能 !!
<https://ourl.jp/GrVG>



申し込みフォーム

申し込み方法: 申し込みフォームでの申し込み、または、電話、FAX、メールで以下の内容をお知らせください。

①お名前 ②電話番号 ③メールアドレス ④ご住所 ⑤所属先(ある方のみ)

※必要な配慮がある場合は併せてお知らせください。

主 催 群馬県/群馬県障害者芸術文化活動支援センター こ・ふあん

共 催 栃木県/とちぎアートサポートセンターTAM

企画協力 南東北・北関東広域センター(NPO法人大エイブル・アート・ジャパン)

お問い合わせ: 群馬県障害者芸術文化活動支援センター こ・ふあん

担当: 吉田 080-8915-0919

群馬県 Gunma Art Support Center
障害者芸術文化活動
支援センター

こ・ふあん

〒370-0813

群馬県高崎市本町10-1

イチカワビル 4F [工房 あかね内]

TEL/FAX 027-387-0533

URL www.gunma-artsupport.com

E-MAIL info@gunma-artsupport.com

